

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業)

<略称：ペロブスカイト事業>
公募要領

令和7年12月15日改定

一般社団法人 環境技術普及促進協会

一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）では、環境省から脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金の交付決定を受け、ペロブスカイト太陽電池導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出を目的とする「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」^{*1}に対する補助金を交付する事業（以下「本補助事業」という。）を実施します。

なお、本補助事業は環境省と経済産業省の連携事業となります。

本補助事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しております。また、公募要領を補完する目的で Q&A 集を作成しておりますので、応募される方は併せて熟読願います。

なお、本公募では、令和7年度予算によるペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向け、フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入を行う事業を募集いたします。

補助事業者として採択された場合には、本補助事業の交付規程^{*2}及び実施要領^{*3}に従って手続き等を行っていただくことになります。

- ※1 令和7年度 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）
- ※2 令和7年度 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（令和7年9月3日付け環技業（7t 陽）第25090301号）
- ※3 ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業実施要領（令和7年4月18日付け環地温発第25041831号）

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目次

1. 事業の目的と性格	1
2. 公募する事業の対象等	2
2.1 対象事業の要件	2
2.2 補助対象設備	2
2.3 補助金の交付額	3
2.4 補助事業期間	3
2.5 補助事業に応募できる者	4
3. 補助対象事業の選定	6
4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項	7
4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項	7
(1) 補助対象経費について	7
(2) 複数の団体による共同事業について	8
(3) 事業の公表について	9
(4) 災害時の対応について	10
(5) 複数年度計画の事業について	10
4.2 補助事業の実施における留意事項	11
(1) 交付申請	11
(2) 交付決定	11
(3) 補助事業の開始及び完了	11
(4) 補助事業の計画変更等	12
(5) 完了実績報告及び補助金額の確定	12
(6) 補助金の支払い	12
(7) 補助金の経理等について	12
4.3 補助事業完了後における留意事項	13
(1) 取得財産の維持管理等	13
(2) 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等	13
(3) 事業報告書の提出及び調査等への協力	13
4.4 その他留意事項	14
(1) 小規模事業用電気工作物に係る届出	14
(2) 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項	14
4.5 事業実施のスケジュール	16
5. 応募方法について	17
5.1 応募方法	17
5.2 公募期間	17
5.3 提出部数	17
5.4 提出先	18
5.5 応募に必要な書類	19
(1) 応募に必要な書類	19
< A. 応募申請書・交付申請書 >	22
< B. 実施計画書 >	25
< C. 経費関係書類 >	30
< D. 図面・仕様書類 >	35
< E. その他の資料 >	36
< F. 事業者に関する書類等 >	39
(2) 提出に当たっての注意事項	40

6. お問合せ先	43
別表	44
別紙	48
更新履歴	49

1.事業の目的と性格

○軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、これまで従来型の太陽光パネルが設置困難であった場所にも設置を可能とともに、主な原料の一つであるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靭なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術です。

本補助事業は、耐荷重等の制約により従来型の太陽光パネルの設置が困難だった設置場所に対し、社会実装の導入モデルの創出に向け、次世代型太陽光発電設備（フィルム型ペロブスカイト太陽電池）の導入を支援することを目的としています。

○本補助事業の執行は、法律及び交付規程等の規定により適正に行っていただく必要があります。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「適正化法」という。）の規定によるほか、この補助金の交付規程に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消しの措置をとることもあります。

また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・補助事業開始は、交付決定の日以降となります。
- ・事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素排出量削減効果等の報告）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
- ・本補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと。）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、協会から改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消すこともあります。

2. 公募する事業の対象等

2.1 対象事業の要件

本補助事業は、耐荷重等の制約により従来型の太陽光パネルの設置が困難だった設置場所にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入する事業であって、以下の要件等をすべて満たす事業を対象とします。

(1) 設置場所の耐荷重（※1）が 10kg/m^2 以下相当（※2）であること。（※3）

※1 ここでの耐荷重とは、設置場所への積載荷重ではなく、既存の設置物等を考慮した上で太陽電池を設置する上での差分の耐荷重を指す。

※2 以下の場合を含む。

従来型の太陽光パネルの設置が困難である設置場所であり、安全性を確保するため耐荷重の余力を必要とする構造物において、 10kg/m^2 相当を超える耐荷重が必要であることが建築士など構造設計の専門家により確認された場合。

※3 (1) の充足については、以下の方法で確認する。

① 構造計算書上で積載荷重を確認できること。

② 構造計算書が確認できない施設において、建築士など構造設計の専門家が設置の安全性を確認した上で、耐荷重が 10kg/m^2 以下相当であることが確認できること。

(2) 設置するフィルム型ペロブスカイト太陽電池の発電容量が1施設あたり 5kW 以上であること。

(3) 需要地と近接し、50%以上の自家消費率があること。

(4) 事業に関する積極的な広報・情報発信を実施すること。

(5) 協会、環境省及び経済産業省に対し、事業内容等についての情報提供が可能であり、当該情報について、個人が特定できないよう加工した上で、第三者へ提供されることや対外的に公表されることに同意できること。

(6) 本補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。

(7) 対象事業において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。

2.2 補助対象設備

○補助対象設備は、以下のとおりとします。

- ・協会から委託した性能評価機関の評価を受け、性能要件を満たしたことが確認されたフィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュール
- ・上記に関する付帯設備（架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線、太陽光発電設備の受変電設備等）
- ・その他協会が必要と認める設備

※補助対象となるフィルム型ペロブスカイト太陽電池の型式は協会ホームページでお知らせしています。お知らせしている型式以外の製品については、本補助事業の対象となりません。

※補助対象設備の設置に係る工事費も補助対象とします。

※オンサイトPPAモデル^(注) やリースにより設備導入を行う場合には、ペロブスカイト太陽光発電設備は同一の者が一体的に導入すること。フィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュールとその他の部分を別々の事業者がそれぞれ導入することは認められません。

注 太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む。）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式

※本補助事業では、蓄電池は補助対象に含まれませんので、ご注意ください。

2.3 補助金の交付額

○補助率 3分の2

ただし、以下に掲げる①から⑤のいずれかを満たすものについての補助率は4分の3とします。

①地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられた避難施設や業務継続計画に位置づけられた施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入するもの（特別区分A）

②温室効果ガス排出削減に向けた目標と計画を提出でき、サプライチェーンの脱炭素化の一環としてフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入するもの（特別区分B）

③インフラ空間（道路、空港、港湾、鉄道等）へフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置するもの（特別区分C）

④設置場所の耐荷重が6kg/m²以下相当で、耐火性の観点や固定において特別な施工を要しない屋根（金属屋根等）に設置するもの（特別区分D）

※ここでの耐荷重とは、設置場所への積載荷重ではなく、既存の設置物等を考慮した上で太陽電池を設置する上での差分の耐荷重を指す。

⑤2028年度までに、同一主体が累計で0.5MW以上のフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置を計画しており、その計画の提出が可能なものの（特別区分E）

○補助金の交付額の上限は、1事業あたり10億円とする（2か年事業の場合は2か年の合計額による）。

2.4 補助事業期間

○原則として、単年度

ただし、単年度での実施が困難な事業については、補助事業の期間を2か年度とすることができます。

※複数年度計画で応募する場合は、「4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」の「(5) 複数年度事業について」を必ず参照ください。

※各年度の補助事業の実施期間については、「4.2 補助事業の実施における留意事項」の「(3) 補助事業の開始及び完了」を必ず参照ください。

2.5 補助事業に応募できる者

本補助事業に応募できる者は、次に掲げる者のうち、本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者とします（代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします）。

- ア 民間企業
- イ 地方公共団体
- ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- オ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- キ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- ク 特別法の規定に基づき設立された協同組合・認可法人等
- ケ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- コ その他環境大臣の承認を得て協会が認める者

ただし、「ア 民間企業」については、本補助事業に係る補助金交付申請日までに、以下のすべての取組の実施について表明する者に限ります。

(ア) 以下のA及びBの温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）における算定・報告・公表制度に基づく2022年度二酸化炭素排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができます。

A : 2025年度以前分の排出実績に関する実施内容

なお、GXリーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなします。

(i) 国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を2025年度及び2030年度について設定し、本補助事業実施期間が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i)で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCM（二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism））その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。

B : 2026年度以降分の排出実績に関する実施内容

Aと同様の実施内容について対応すること。ただし、現在検討が進められている2026年度以降のGXリーグ等の内容次第で、2026年度以降分の排出実績におけるAの(i)(ii)相当の要件については変更となる可能性があることに注意すること。

(イ) コスト競争力の向上や海外市場の獲得など自社の成長につながる今後の方針を策定すること。

(ウ) 継続的な賃上げなど必要な人材の確保に向けた取組を進めること。

※代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業と

して採択された後は変更することはできません。

※複数の団体による共同事業での応募の場合は、「4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」の「(2) 複数の団体による共同事業について」を必ず参照ください。

※本補助事業に応募できる者は、共同事業者を含め別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者とします。

3. 補助対象事業の選定

○一般公募を行い、応募者から提出された実施計画書等をもとに厳正に審査（書面審査、Web会議等によるヒアリング）を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。

（ア、イは必須項目。ウ、エ、オは特別区分で申請する場合の必要条件項目。それ以外は加点項目）

ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。

イ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

ウ 特別区分Aで応募する場合は、地域防災計画等や業務継続計画に位置づけられ、耐震性を有する施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を耐震性を確保して導入し、災害時に自立的かつ安定的に太陽光発電の電力が活用できること（蓄電池の活用を必須とします）。また、補助対象施設と類似の施設等における将来的なペロブスカイト太陽電池の活用方針を示すこと。

エ 特別区分Bで応募する場合は、GXリーグ、又は、SBTi認定取得済の目標と計画を提出でき、サプライチェーンの脱炭素化の一環としてフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入すること。若しくは、代表申請者が、自社のScope3削減のために当該Scope3に関する企業（共同申請者）と連携してフィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入を行うこと。また、上記いずれかの要件を満たすことに加えて、補助対象施設と類似の施設等における将来的なペロブスカイト太陽電池の活用方針を示すこと。

オ 特別区分C及びDで応募する場合は、補助対象施設と類似の施設等における将来的なペロブスカイト太陽電池の活用方針を示すこと。

カ 将来の普及フェーズを見据えて、展開可能性が高い設置場所か。

キ 事業による直接的な二酸化炭素削減効果の費用対効果等が高く見込まれているか。

ク 事業による二酸化炭素削減量が多いか。

ケ 特別区分Bに応募する事業のうち、代表申請者が、自社のScope3削減のために当該Scope3に関する企業（共同申請者）と連携してフィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入を行う事業か。

○応募申請書の審査において不明点等がある場合は、協会から代表事業者の担当者にメール等で連絡しますので、迅速な対応をお願いします。

○応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。

○審査完了次第、結果を通知しますが、審査結果に対するご意見やお問い合わせには対応いたしかねます。

○選定した事業については、事業者名、事業実施場所を協会ホームページ等で公表します。

4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項

本補助金については、予算の範囲内で交付するものとし、適正化法及びその他の関係法令の規定によるほか、本補助事業の交付規程に定めるところによることとします。

万が一、これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金の返還などの措置がとられることがあります。

また、補助事業が完了した後も、補助事業で取得した設備等の適切な維持管理や効率的運用を図るなど、補助事業者が順守すべき事項がありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項

(1) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

各事業の補助対象経費については、「別表第1」の第3欄を参照してください。

《補助対象経費の範囲》

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費

《補助対象外経費の代表例》

- ・フィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュールの性能試験・評価に要する経費
- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設にかかる経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・既存施設・設備等の撤去費及び処分費、残土処分費
- ・補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- ・気象計（日射量計、温度計など）とその設置費用
- ・設備の保守・管理に必要なスペアパーツ等の購入費
- ・建築確認申請費用、消防署への申請費用など官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・本補助金への応募・申請手続きに係る経費
- ・その他事業の実施に直接関連のない経費

※詳細は、Q&A集も参照してください。

《補助事業における利益等排除》

○補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

○このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上してください。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

○補助事業において、自社の人物費（共済費を含む。）を計上する場合、従事日誌の作成が必要となります。また、旅費の計上については、旅行会社や出張者本人への支出証拠書類、航空券・搭乗券等の証拠帳票、出張報告書等が必要となります。

なお、本補助金の申請、完了実績報告及び精算払請求等の手続きに係る事務費用は、補助対象外となります。

（2）複数の団体による共同事業について

○補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。

○代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得する者に限ります。

○代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

○代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

①共同で補助事業を実施するすべての者が、「2.5 補助事業に応募できる者」に該当すること。

②代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。

○シェアード・セイビング方式の ESCO 契約又は PPA 契約（電力販売契約）などにより設備導入を行う場合は、ESCO 事業者あるいは PPA 事業者を代表事業者とし、ESCO サービス、電力供給サービスを受ける事業者（電力需要家）を共同事業者とします。

なお、ファイナンスリース方式により設備導入を行う場合は、リース事業者を代表事業者とし、リースを受ける事業者（PPA 事業者、電力需要家等）を共同事業者とします。

この場合、交付の条件として、次に示す書類の提出を条件とします。

ア 電力需要家が負担する費用（ESCO サービス料、PPA サービス料あるいはリース料）において補助金相当分が減額されていること。

イ 補助事業により導入した設備等（取得財産等）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間（以下「処分期間」という。）が経過するまで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

(3) 事業の公表について

○応募に当たって、補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下表＜公表を検討している情報＞に定める情報について、第三者への情報提供も含め、公表することに同意していることが必要です。

※環境省、経済産業省又は協会の求めに応じて公表に必要な情報及び根拠資料を提出してください。

※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行います。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）、経済産業省及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとします。

ただし、補助事業の採択を受けた事業者（発電事業者及び電力需要家）の名称については、他の情報と紐付かない形での公表を行う予定です。

※ペロブスカイト太陽電池の導入にモデルとなる事業については、個別の採択事業者と調整のうえ、下記＜公表を検討している情報＞に含まれない情報も含め、モデル事業としての広報や事業内容の周知に協力を求める場合があることに留意してください。

＜公表を検討している情報＞

情報の属性	公表を検討している情報
定量情報	<ul style="list-style-type: none">・売電価格の平均値及び中央値・契約期間（年数）・発電設備の定格出力及びPCS出力・供給先の電力需要施設の年間電力消費量に占める供給電力量の割合・本補助事業で導入したペロブスカイト太陽電池の年間・月間発電量・本補助事業で導入したペロブスカイト太陽電池の設置・施工に要した金額とその内訳・本補助事業で導入したペロブスカイト太陽電池モジュールのメンテナンスに要した金額・故障・劣化等の発生頻度
定性情報	<ul style="list-style-type: none">・発電事業者の企業名及び契約先電力需要家の企業名・発電設備の所在地・電力需要施設が立地する一般送配電事業者の区域・電力供給に係るフロー・商流・ペロブスカイト太陽電池の設置方法・設置場所（屋根材含む）
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・公表を検討する情報について、根拠となる資料（設備仕様書・電力需給契約書等）の提供を求めることができます。・その他、事業概要がわかる情報を、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）、経済産業省及び当該企業間での協議を踏まえ、公表することができます。

(4) 災害時の対応について

- 地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。
- また、海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備を保全させるための措置を講じてください。なお、特別区分Aで申請する場合には、発災時にも設備を稼動させるための措置を講じてください。
- ペロブスカイト太陽電池モジュール等の補助対象設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(監修：独立行政法人建築研究所(現：国立研究開発法人建築研究所))などに準拠して設置してください。

(5) 複数年度計画の事業について

①複数年度計画の事業の場合の留意事項

- 本補助事業においては、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書及び経費内訳が提出されることを条件に2か年の事業とすることができます。
- 次年度以降の事業は、国において次年度以降に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、複数年度計画の提出をもって担保されるものではありません。次年度以降の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。
- 複数年度計画の事業の場合でも、補助金の交付申請等は年度毎に行っていただく必要があります。令和7年度の事業実施期間は2月末日までとしますが、次年度以降については、事業実施期間は、原則として、各年度の交付決定を受けた日から当該年度の1月末日までとします。
- 複数年度計画の事業では、年度毎に契約の締結や発注を行うことが必要です。
- 複数年度計画の契約・発注内容を一つの契約書・発注書にまとめなければいけない場合は、年度毎の契約・発注内容を明記するとともに、年度毎の停止条件付契約とする必要があります。

②翌年度における事業の開始

- 複数年度計画で採択を受け、初年度の事業を実施した補助事業者が、翌年度における事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要がある場合は、交付規程で定める様式の申請書を協会に提出して承認を受けてください。
- いただいた申請の承認を必ずしも確約するものではありません。また、予算の範囲内での交付となるため、翌年度以降の補助金の交付額が変更となることもありますので、予めご了承ください。

③複数年度事業の廃止等に対する措置

- 複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降の事業を継続しない場合には、既に交付した補助金の一部又は全部に相当する額の納付を命ずる場合があります。

4.2 補助事業の実施における留意事項

(1) 交付申請

○本補助事業では、公募に対して、応募申請書と交付申請書を同時に提出していただきます。(応募申請及び交付申請の手続等は、交付規程及び本公募要領に従ってください)。

補助金の対象となる費用は、補助事業期間内に行われる事業で、かつ当該年度の1月末日（令和7年度については2月末日）までに支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

○協会は、提出された申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

①申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。

②補助対象経費には、国からの他の補助金（適正化法第2条第4項第一号に掲げる給付金及び同項第二号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3) 補助事業の開始及び完了

○補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始してください。

○事業の実施に当たって、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。

○補助事業者が他の事業者等と委託・請負等の契約の締結や発注を行うに当たり、ご注意いただきたい点は主に以下のとおりです。

①契約・発注日は協会の交付決定の日以降であること。

補助事業者は、協会から交付決定を受ける日までの間に、補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札、見積合わせ、落札者決定等）を行うことは認められますが、その契約締結日又は発注日が交付決定の日より前となる契約等の経費は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

②補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること。

③当該年度に行われた委託・請負等に対して、当該年度の1月末日（令和7年度については2月末日）までに、委託・請負等の仕様に適合することの確認検査（以下「検収」という。）並びに対価の支払い及び精算が行われ、補助事業が完了すること。

④複数年度計画の事業において、複数年度にわたる契約をまとめて行うことは問題ありませんが、契約書には年度ごとの発注内容を明記してください。

年度ごとの発注は、当該年度の交付決定を受けた後でなければなりませんので、2か年度にわたる委託・請負内容を1通の契約書で締結する場合は、2年度目の委託・請負内容についての停止条件付契約としてください。

なお、前年度に翌年度の補助事業開始承認申請書を提出し承認されている場合は、当該事業年度の交付決定の日の前から事業を開始することができます（事業開始可能な日は執行団体から連絡します）。

- 補助事業の完了とは、補助事業者が、補助事業の実施に係るすべての委託・請負等が完了し、導入した設備等の成果品が契約先から補助事業者に納入されていることが必要です。
- 委託・請負等の完了については、補助事業者は、委託・請負等の相手先から完了届等を受領した上で検収を行い、検収に合格した委託・請負等の成果に対して、対価の支払い及び精算が行われることが必要です。

(4) 補助事業の計画変更等

- 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や計画変更承認を得る必要がありますので、協会に必ず事前にご相談ください。

(5) 完了実績報告及び補助金額の確定

- 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後 30 日以内又は当該年度の 2月 10 日（令和 7 年度については 3 月 6 日）のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しなければなりません。
- 協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知を行います。

(6) 補助金の支払い

- 補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、協会に精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

(7) 補助金の経理等について

- 補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。
- これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年、又は交付規程第 8 条第 1 項第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項

(1) 取得財産の維持管理等

○補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。

①補助事業者は、取得財産等について、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

②補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）を勘案して環境大臣が別に定める期間を経過するまでの間、協会の承認を受けないで、処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）をすることをいう。）してはならない。

③補助事業者は、②の期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジット、グリーン電力証書、非化石証書制度への登録を行つてはならない。

(2) 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

○補助事業者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。

○事業報告の際、二酸化炭素削減量が目標値に達しなかった場合は、原因、対策等を具体的に示していただくことになります。また、二酸化炭素削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は補助金の返還を求める可能性があります。

(3) 事業報告書の提出及び調査等への協力

○補助事業者は、交付規程に従い、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年の期間、年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程で定める様式による事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出してください。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出してください。

○補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。

○環境省は、完了した補助事業の効果等の検証・評価等を実施しますので、補助事業者は、環境省又は環境省から委託業務を受託した民間事業者からの要請により、当該補助事業に関する情報提供、アンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

4.4 その他留意事項

(1) 小規模事業用電気工作物に係る届出

○電気事業法の改正（令和4年6月）により、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を設置する事業者は、経済産業大臣に所定の届出等を行うことになりましたので、必要な手続き等を行ってください。

※詳しくは以下のURLを参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221003.html

(2) 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項

○再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。

○再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）（ただし、再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた者は本補助金申請の対象外であることから、専ら当該認定を受けた者に対する遵守事項等は除く）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（詳細は以下のとおり）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。

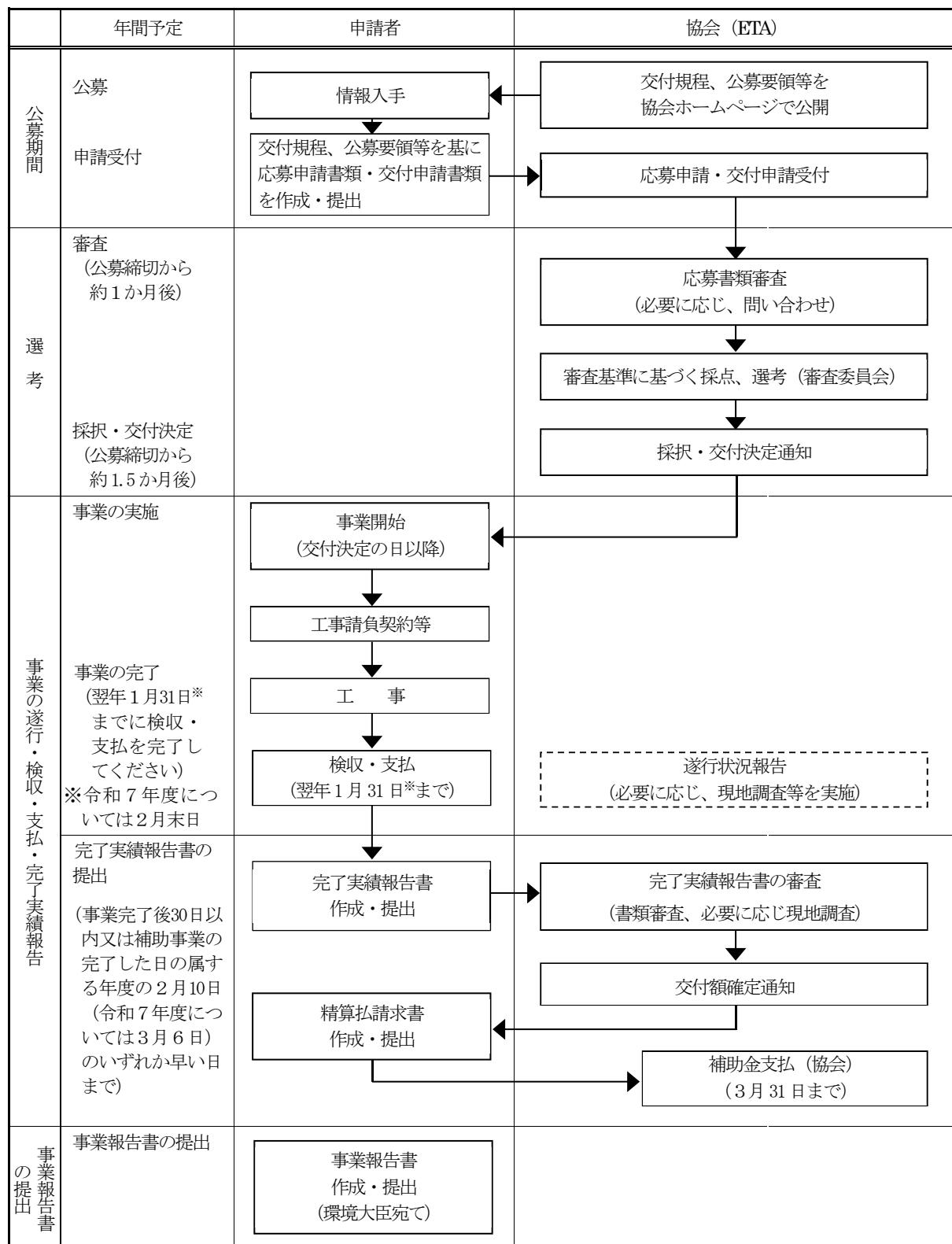
特に、次の(a)～(l)をすべて遵守していることを確認すること。

- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への申請、採択及び交付決定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料は、同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、協会に対して提出を行い、確認を受けること。
- (e) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- (f) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
(ただし、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵塀等の設置を省略することができる。また、柵塀等の設置により事業運営等に支障が生じると判断される場合にも、柵塀等の設置を省略できるものとする。)
- (g) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

- (h) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (i) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (j) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (k) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

4.5事業実施のスケジュール

本公募では、応募申請と交付申請を同時に行っていただきます。
(スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性があります)



5. 応募方法について

5.1 応募方法

本公募では、応募申請と交付申請を同時に行っていただきます。

応募申請・交付申請に必要な書類（申請書類）は、公募期間内に、以下のいずれかの方法で協会に提出してください。

①電磁的方法による提出

②書面による提出

（電磁的方法により提出できないとき）

※申請は必ず応募申請者（代表事業者）自身が行ってください。

※申請書類の詳細については、「**5.5 応募に必要な書類**」を参照してください。

※申請書類の内容を確認するため、対面やWebヒアリング等を行う場合があります。

5.2 公募期間

一次公募 令和7年9月4日（木）～令和7年10月3日（金）正午必着

二次公募 令和7年10月23日（木）～令和7年11月14日（金）正午必着

三次公募 令和7年12月15日（月）～令和8年1月5日（月）正午必着

（ご注意）公募の受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

5.3 提出部数

それぞれの提出方法における提出部数は以下のとおりです。

①電磁的方法による提出の場合

・電子ファイル 1式

②書面による提出の場合

・紙媒体 1部（写真・図表などがある場合はカラーで印刷してください）

・電子媒体（CD-R／DVD-R） 1枚

※いずれの提出方法においても、「**5.5 応募に必要な書類**」（1）の表に記載の電子ファイルを必ず提出してください（非該当の書類を除きます）。

※提出書類の整え方については、「**5.5 応募に必要な書類**」（2）に記載の提出に当たっての注意事項を参照してください。

※提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保管しておいてください。

5.4 提出先

申請書類は、電磁的方法又は書面により、公募期間内に、下記の提出先に提出してください。

《提出先》

①電磁的方法による提出の場合

送付先メールアドレス : pero-gx@eta.or.jp

※メール件名は、「【〇〇（応募事業者名）】ペロブスカイト事業応募申請」としてください。

②書面による提出の場合

〒534-0024 大阪市都島区東野田町2-5-10 京橋プラザビル6階

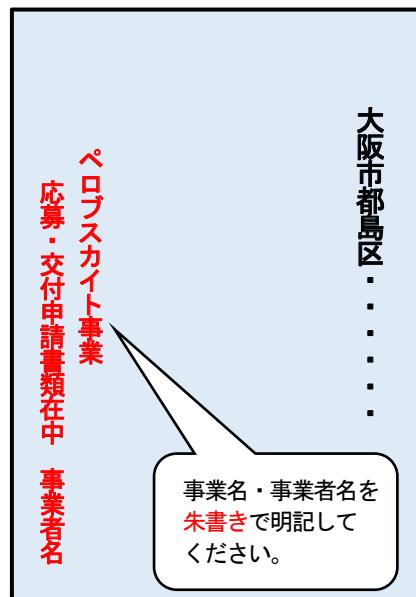
一般社団法人 環境技術普及促進協会

「ペロブスカイト事業」担当あて

※宛名面に「ペロブスカイト事業 応募・交付申請書類在中」及び
応募事業者名を朱書きで明記してください。

※追跡可能な郵送方法により発送、又は当協会まで持参してください。

<書面による提出の場合の封筒宛名面イメージ>



5.5 応募に必要な書類

(1) 応募に必要な書類

●応募申請・交付申請に必要な書類及び提出書類ファイル名は、以下のA～Fのとおりです。

●一部の提出ファイルは、協会ホームページの公募情報（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）からダウンロードしたファイルで作成してください。

（詳細は、下表の欄外注釈を参照してください）

提出書類及び様式		ファイル名	ファイル形式	備考
A	A-0 応募申請書	A-0 応募申請書【A-0 B-1 C0-1 C0-2】_〇〇社	PDF	「A-0 応募申請書【A-0 B-1 C0-1 C0-2】」（Excel ファイル）の「A-0 応募申請書」シートを作成・PDF 化して提出してください。 「A-0 応募申請書、B-1 実施計画書、C0-1 経費内訳、C0-2 経費区分集計表」は、一つの Excel ファイルに纏められています。ファイルの分割やシートの削除はしないでください。
	A-1 交付申請書	A-1 交付申請書	PDF/Word	Word で作成し PDF 化して、Word・PDF 両形式のファイルを提出してください
B	B-1 実施計画書【別紙1】	A-0 応募申請書【A-0 B-1 C0-1 C0-2】_〇〇社	Excel	「A-0 応募申請書、B-1 実施計画書、C0-1 経費内訳、C0-2 経費区分集計表」は、一つの Excel ファイルに纏められています。ファイルの分割やシートの削除はしないでください。
	B-2 事業実施場所の地図	B-2 事業実施場所の地図_〇〇社	PDF	広域、拡大及び所在地や経路情報（最寄り駅、交通手段）等も記載してください。
	B-3 ハザードマップ	B-3 当該施設が記載されたハザードマップ_〇〇社	PDF	当該施設が記載（印など）された、土砂災害・洪水、津波、高潮による浸水被害等のハザードマップを提出してください。
	B-4 実施体制図	B-4 実施体制図_〇〇社	PDF など	事業の窓口、発注先、経理等、全体を俯瞰できるものとしてください。
	B-5 実施スケジュール	B-5 実施スケジュール_〇〇社	Excel など	複数年度事業の場合は、各年度のスケジュールを作成してください。
	B-6 導入設備一覧表	B-6 導入設備一覧表_〇〇社	PDF など	事業で導入予定の設備一覧表を作成してください。
	B-7 導入量算出表	B-7 導入量算出表_〇〇社	Excel	
	B-8 運用説明資料	B-8 運用説明資料_〇〇社	Excel	平時及び停電時に電力供給可能とするシステム構成・運用について記載してください。
	B-9 施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠	B-9 施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠_〇〇社	Excel など	年間消費量シミュレーションなど根拠資料を添付してください。
	B-10 CO ₂ 削減効果の算定根拠	B-10 CO ₂ 削減効果の算出根拠_〇〇社	Excel など	ハード対策事業計算ファイル、再エネ発電量及び二酸化炭素削減コストについても根拠資料を提出してください。
	B-11 ランニングコストの算定根拠	B-11 ランニングコストの算定根拠_〇〇社	Excel など	導入設備の年間メンテナンス費用、収入増加額・コスト削減額の算定根拠も含めてください。
C	C0-1 経費内訳【別紙2】	A-0 応募申請書【A-0 B-1 C0-1 C0-2】_〇〇社	Excel	「A-0 応募申請書、B-1 実施計画書、C0-1 経費内訳、C0-2 経費区分集計表」は、一つの Excel ファイルに纏められています。ファイルの分割やシートの削除はしないでください。
	C0-2 経費区分集計表			

提出書類及び様式		ファイル名	ファイル形式	備考
C0-3 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト		C0-3 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト_〇〇社	Word	
C1-3 見積書		C1-3 見積書_〇〇社	PDF	見積書及び労務費・間接費等の根拠資料を添付してください。
D	D-1 図面	D-1 図面_〇〇社	PDF など	事業で導入予定の設備の図面（システム系統図を含む）を提出してください。
	D-2 仕様書	D-2 仕様書_〇〇社	PDF など	事業で導入予定の設備の仕様書を提出してください。
	D-3 耐震強度等の計算書	D-3 耐震強度等の計算書_〇〇社	PDF など	事業で導入予定の設備の耐震強度等の計算書及び設置場所の構造計算書等を提出してください。
E	E-1-1 リース契約・ESCO・PPA 契約関係資料等	E-1-1 リース契約・ESCO・PPA 契約関係資料等_〇〇社	PDF	該当する場合に提出してください。
	E-1-2 共同事業者覚書	E-1-2 共同事業者覚書_〇〇社	PDF	
	E-1-3 行政機関から通知された許可書等	E-1-3 行政機関から通知された許可書等_〇〇社	PDF	法律に基づく事業者であることを補助事業者の要件としている場合に提出してください。
	E-1-4 系統連系申込書及び承諾書	E-1-4 系統連系申込書及び承諾書_〇〇社	PDF	事業に必要な系統連系を行う場合に提出してください。
	E-1-5 再エネ特措法に基づく説明会等の実施根拠資料	E-1-5 再エネ特措法に基づく説明会等の実施根拠資料_〇〇社	PDF	説明会等が必要/不要どちらの場合も、根拠書類を提出してください。
	E-1-6 他の取組と事業の関連性に係る根拠資料	E-1-6 他の取組と事業の関連性に係る根拠資料_〇〇社	PDF	他の取組との関連性について、該当する場合に確認できる文書等を提出してください。
	E-1-7 特別区分（補助率4分の3）に該当することを示す根拠資料	E-1-7 特別区分（補助率4分の3）に該当することを示す根拠資料_〇〇社	PDF など	特別区分（補助率4分の3）での応募を行う場合は、事業内容が特別区分（補助率4分の3）に該当することを示す根拠資料を提出してください。
F	E-2 その他資料	E-2 その他資料_〇〇社	PDF など	その他の資料があれば提出してください。
	F-1 会社概要	F-1 会社概要_〇〇社	PDF	全事業者（代表事業者・共同事業者）について提出してください。
	F-2 法人登記全部事項証明書	F-2 法人登記全部事項証明書_〇〇社	PDF	代表事業者の法人登記全部事項証明書又は代表者事項証明書を提出してください。
	F-3 代表事業者の財務内容に関する書類	F-3 代表事業者の財務内容に関する書類_〇〇社	PDF	民間団体が代表事業者として申請する場合は代表事業者の直近2期の貸借対照表及び損益計算書を、地方公共団体が申請する場合は予算書を提出してください。
F-4 GX 推進の取組に関する表明		F-4 GX 推進の取組に関する表明_〇〇社	Excel PDF など	民間企業が申請する場合は、必ず提出してください。

※ファイル名の「〇〇社」は、代表事業者名にしてください。（略称可）

※B～Fは、応募申請書と交付申請書の共通書類として、1部の提出で結構です。

※以下の提出ファイルは、協会ホームページの公募情報（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）からダウンロードしたファイルで作成してください。

- ・提出書類チェックリスト（Excel）
- ・A-0応募申請書【A-0 B-1 C0-1 C0-2】（Excel）
（「A-0応募申請書、B-1実施計画書、C0-1経費内訳、C0-2経費区分集計表」は、一つのExcelファイルに纏められています。ファイルの分割やシートの削除はしないでください。）
- ・A-1交付申請書（Word）
- ・B-5実施スケジュール（Excel）
- ・B-7導入量算出表（Excel）
- ・B-8運用説明資料（Excel）
- ・C0-3補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト（Excel）
- ・F-4GX推進の取組に関する表明書（Excel）

※別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」は提出不要ですが、応募申請書の提出をもって誓約事項に同意したものとします。

<A. 応募申請書・交付申請書>

本公募では、応募申請と交付申請を同時にに行っていただきます。

「A-0 応募申請書」と「A-1 交付申請書」を、以下の要領に従って作成してください。

A-0 応募申請書

- 協会ホームページの公募情報（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）からダウンロードした「A-0 応募申請書【A-0 B-1 C0-1 C0-2】」（Excel ファイル）の「A-0 応募申請書」を同 Excel シート内の記載要領に従って作成し、PDF 化したものを提出してください。

※「A-0 応募申請書【A-0 B-1 C0-1 C0-2】」（Excel ファイル）は、ファイルの分割やシートの削除をしないで、別途「提出書類チェックリスト」に従って提出してください。

- 補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。

A-1 交付申請書

- 協会ホームページの公募情報（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）からダウンロードした「A-1 交付申請書」（Word ファイル）を以下の記載要領に従って作成・PDF化し、Word ファイルと PDF ファイルの両方を提出してください。
- 補助事業を 2 者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。
- 交付申請は年度毎に行っていただきますので、複数年度事業で応募の場合も交付申請書は令和 7 年度分を作成してください。

様式第 1 (第 5 条関係)

記載は不要です。

「文書番号」及び「発行日」を記入してください。
(代表事業者が決める文書管理番号です)
文書番号については、本項末尾を参照してください。

識別番号
〇〇〇第〇〇〇〇〇〇〇号
令和 7 年△月△△日

一般社団法人環境技術普及促進協会

代表理事 水丸 隆雄 殿

代表事業者の団体名・代表者を
記載してください。

申請者 住 所 ○○県○○市○○ 1-2-3
氏名又は名称 ●●●●株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役 ●● ●●

該当する年度の
様式を使用して
ください。

代表者の押印は不要です。

令和 7 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業)

交付申請書

令和 7 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第 5 条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従います。

1 補助事業の目的及び内容

別紙 1 実施計画書のとおり

記

令和 7 年度は、【別紙 2】経費内訳（1 年目）
の(8)補助金所要額の値を記入してください。
(千円未満切捨て)

2 補助金交付申請額

●●●,●●●,000 円

（うち消費税及び地方消費税相当額

0 円）

3 補助事業に要する経費

別紙 2 経費内訳のとおり

「うち消費税及び地方消費税相当額」
は 0 円と記入。
(消費税及び地方消費税の納税義務者
でない場合などを除く。詳細は Q&A 集
の 5-3 を参照してください。)

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日～令和●年●●月●●日

完了予定年月日は、(検収後) **対価の支払いが完了する日(予定日)**としてください。

5 その他参考資料

初年度の場合は、原則このままにしてください。

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○○

○○○○ ○○ ○○

(代表事業者に所属する) 責任者、担当者の氏名・連絡先等を記入してください。
(応募申請書と同じ内容です)

(2) 担当者の所属部署・役職名・氏名

○○○○○○○○○○○○

○○○○ ○○ ○○

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

責任者 XXX-XXXX-XXXX xxxxxxx@xxx.xxx.xxx

担当者 XXX-XXXX-XXXX xxxxxxx@xxx.xxx.xxx

注意書きは削除して印刷(電子ファイル化)してください。

※文書番号について

文書番号は、**申請者と協会の間で取り交わす文書を特定する重要な番号です。**

協会へ提出する書類は、文書番号が重複しないように文書番号を付し管理してください。

- ・交付申請書
- ・完了実績報告書
- ・精算払請求書 など

なお、応募申請書には、文書番号は不要です。

第 号

↓

例) ○○○第○○○○○○号

様式では「第 号」と記載していますが、文書番号を記載する位置を示しているものです。

○○○第○○○○○○号と変えて記載してください。

【不適当な例】

「第001号」・・・文書番号としてふさわしくない

「123456」・・・数字の羅列

「環技業()第XXXX号」・・・協会が使用する文書番号と混同

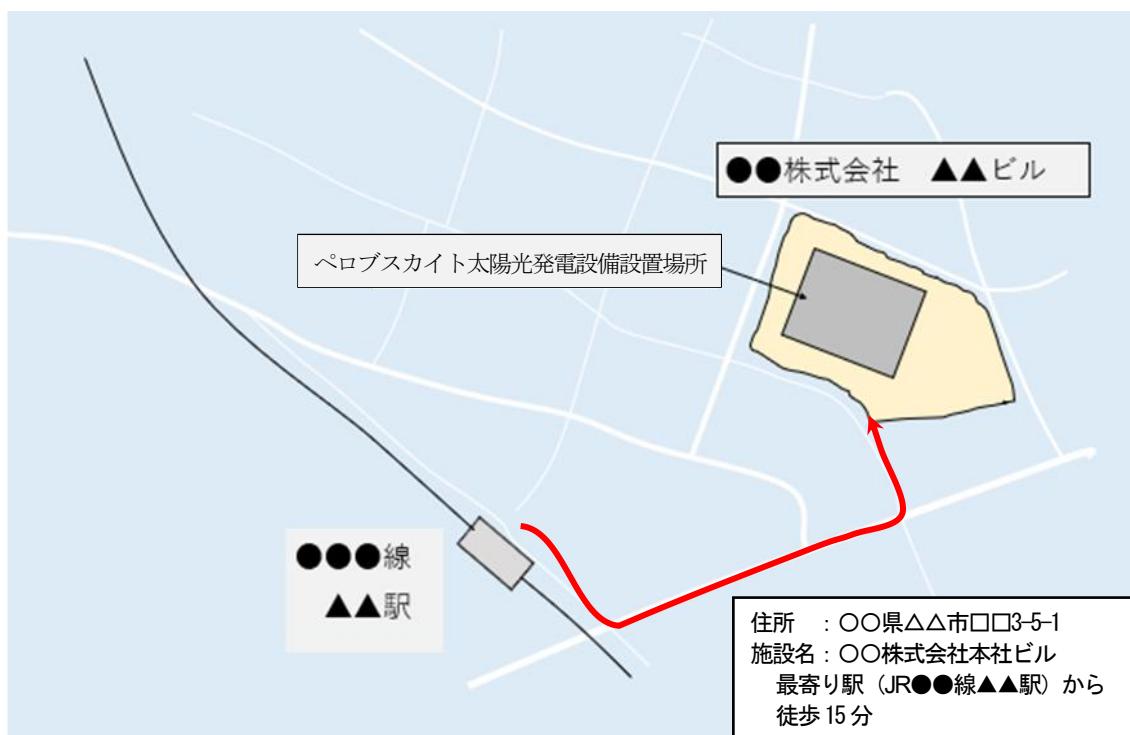
<B. 実施計画書>

B-1 実施計画書【別紙1】

- 協会ホームページの公募情報（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）からダウンロードした「A-0 応募申請書【A-0 B-1 C0-1 C0-2】」（Excel ファイル）の「B-1 実施計画書」を同 Excel シート内の記載要領に従って作成してください（ファイルの分割やシートの削除はしないでください）。
- 複数年度事業の場合は、各年度に実施する補助事業の内容が分かるように記入してください。

B-2 事業実施場所の地図

- 補助事業を実施する場所及び事業で導入する設備を設置する施設の地図（広域・詳細）を、以下の記載例に従ってわかりやすく作成してください。実施場所が複数か所（施設）ある場合は、場所毎に作成してください（広域地図はまとめていただいても結構です）。
- 広域・詳細地図及び最寄り駅からの住所、施設名、アクセスルートをわかりやすく示してください。
- 現在の利用状況（事業実施場所の状況）がわかる図面・写真（衛星・空撮写真等）等を添付してください。
- 複数年度計画の事業の場合は、事業実施年度ごとの事業実施対象がわかるようにしてください。



B-3 ハザードマップ

- 事業を実施する場所の属する自治体発行のハザードマップ（洪水・高潮・津波・土砂災害等）を提出してください。
- 当該場所及び事業で導入する設備の設置施設がわかるよう該当箇所に印等をしてください。
- 事業完了までにハザードマップが改訂された場合は、改訂後のハザードマップを適用しますので、ハザードマップの改訂時期を確認してください。
- 国土交通省が発行する重ねるハザードマップでも確認し、自治体発行のハザードマップと差異がある場合は、備考欄にその旨記載するとともに協会まで相談してください。

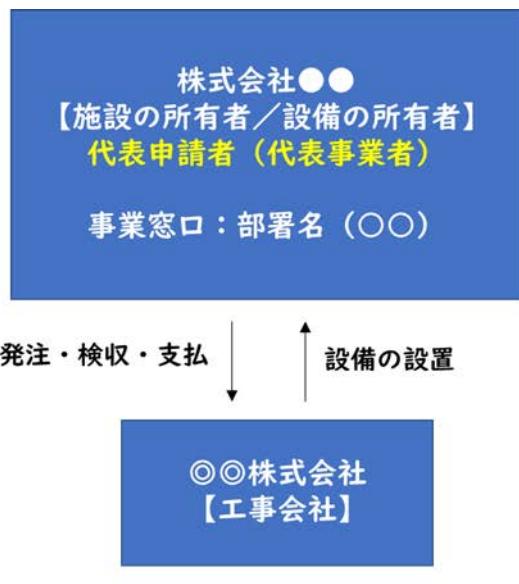


B-4 実施体制図

- 実施する補助事業の実施体制を図解等で説明してください。
- 補助事業の実施体制・組織及び保守・管理体制・工事・設備等の発注先、協会への窓口等について、体制図とともに記入してください。
補助対象となる設備を代表事業者以外の事業者等が運転・管理する場合には、その事業者等を含めて記入してください。
- 共同で交付申請する場合は、代表事業者・共同事業者の役割を明確にしてください。
- ファイナンスリース契約又はシェアード・セイビング方式のESCO契約などにより設備導入を行う場合は、契約関係を明確にしてください。

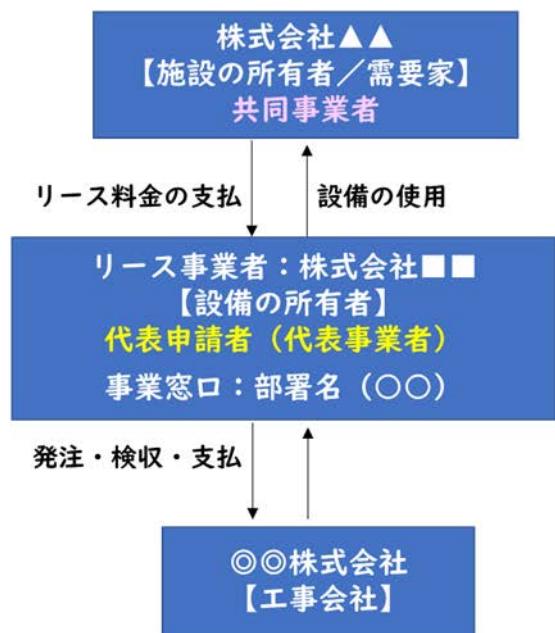
(参考例 1)

需要家が自ら設備導入する場合



(参考例 2)

リース会社等が需要家の所有施設に設備導入する場合



※代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限ります。(交付規程 第3条第3項)

※共同事業者がある場合は、共同事業者覚書を提出してください。

B-5 実施スケジュール

- 協会ホームページの公募情報（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）からダウンロードした「B-5 実施スケジュール」（Excelファイル）を同Excelシート内の記載要領に従って作成してください。
- スケジュールはできるだけ細分化して記載してください。
- 事業の内容に合わせて工程名はわかりやすく記載してください。
- 複数年度事業の場合は、各年度のスケジュールを作成してください。

令和7年度 事業の実施スケジュール												事業者名																								
内容	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20			
1. 損助金申請関係																																				
(1) 応募申請																																				
(2) 交付申請																																				
(3) 事業完了																																				
(4) 完了実績報告書提出																																				
2. 契約関係																																				
(1) 事業選定																																				
(2) 契約・発注／受取																																				
(3) 支払																																				
3. 工事関係																																				
(1) 設備発注																																				
(2) 推置工事																																				
(3) ○○○○																																				
(4) △△△△																																				
(5) ◇◇◇◇																																				
(6) □□□□																																				
(7) 使用前自己確認																																				
4. 統系連系関係・その他																																				
(1) 電力会社申請																																				
(2) 連系工事																																				
(3) 建築確認申請																																				
(4)																																				
(5)																																				

※事業実施期間は、当該年度の1月末（令和7年度は2月末）までです。この期間内で事業を完了する計画にしてください。

※検収・支払、完了実績報告書提出日は、必ず記入してください。

※系統連系を行う場合は、連携予定日を記入してください。

B-6 導入設備一覧表

- 事業で導入を予定している設備・機器（ペロブスカイト太陽電池モジュール、パワーコンディショナなど）の一覧表を作成してください。
- また、簡易な、設備の配置を示したシステム図、配置図も作成してください。
(詳細な図面や仕様書などは、D (図面、仕様書) として提出してください。)
- 機器名だけでなく、型式・規格・数量など、導入する予定の設備・機器の概要が分かるように記載してください。また、カタログを添付してください。
- 複数年度計画の事業の場合は、年度毎に導入する設備がわかるように記載してください。

B-7 導入量算出表

- 協会ホームページの公募情報（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）からダウンロードした「B-7 導入量算出表ファイル」（Excel ファイル）を用いて作成してください。
- 導入予定の再エネ発電設備、災害時の電力供給先（特定負荷）などの情報を記載してください。
特別区分Aで申請を行う場合は、災害時において稼働する特定負荷を必ず記入してください。
- 蓄電池については、本補助事業では補助対象外ですが参考情報として確定している範囲で記載してください（特別区分Aで申請を行う場合は必要になります）。

B-8 運用説明資料

- 協会ホームページの公募情報（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）からダウンロードした「B-8 運用説明資料」（Excel ファイル）を用いて作成してください。
- 災害時等の系統停電時に再エネ電力をどのように供給するか具体的に記載してください。
- 資料は施設毎に作成してください。
- 自立運転する系統及び自立運転しない系統を含め、すべての系統について記載してください。

B-9 施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠

- 年間消費量シミュレーション結果などを添付してください。

B-10 CO₂削減効果の算定根拠

- ハード対策事業計算ファイル（「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞（令和7年3月改訂）」又は任意様式の計算書などを添付してください。

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

※商用電力のCO₂排出係数は、0.438 kg-CO₂/kWhとします。

- 再エネ発電量についても、年間発電量シミュレーション結果等の根拠資料を提出してください。
- 二酸化炭素削減量及び二酸化炭素削減コストを整理した表も提出してください。

B-11 ランニングコスト算定根拠

- 導入予定設備のランニングコスト及び収入増加額・コスト削減額の算定根拠を提出してください。（年間メンテナンス費用の見込みを、設備・機器等の更新に係る費用なども見込んで算出してください。）

<C. 経費関係書類>

C0-1 経費内訳【別紙2】・C0-2 経費区分集計表

- 協会ホームページの公募情報（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）からダウンロードした「A-0応募申請書【A-0 B-1 C0-1 C0-2】」（Excelファイル）の「C0-1 経費内訳」と「C0-2 経費区分集計表」を以下の手順で作成してください。（ファイルの分割やシートの削除はしないでください。）

(1) C0-2経費区分集計表

シート内の記載要領に従って以下のとおり作成してください。

- ・経費区分集計表は、事業で必要な経費を記入してください。
 - ・事業の実施場所が複数か所（施設）ある場合は、事業の実施場所毎に経費区分集計表を作成してください。
 - ・交付規程「別表第2」の経費区分に合わせ、見積書の内容を一覧表にまとめてください。
 - ・見積書が複数枚ある場合は各々を一覧表に記入してください。
 - ・複数年度計画の事業の場合は、各年度の経費内訳を作成してください。

(各経費の集計結果は自動計算されますので、金額が正しいか確認してください。)

※「消費税等相当額を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるもの」に該当する事業者は、消費税の欄に消費税額を記載してください。(該当するか否かについては、C0-3 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリストで確認をしてください。)

- 費用は内容がわかるように具体的に記載してください（「一式」は使用しないでください）。
- 設備の購入等に要する経費は「設備費」に計上してください。
- 経費区分集計表と見積書等の関係を明示し、数字が確認できるようにしてください。
- 見積書や金入り設計書などから名称・数量・金額などを転記してください。
- 「間接工事費」「設計費」「監理費」は「直接工事費」の補助対象経費と補助対象外経費で適切に按分してください。
- 補助対象外経費は「補助対象外経費」欄に転記してください。
- 「事務費」を計上する場合は、本補助事業を行うために直接必要な事務に要する経費であることがわかる理由書（様式任意・A4一枚程度）を作成してください。

(2) C0-1経費内訳

- ①「C0-2 経費区分集計表」の集計結果が「C0-1 経費内訳」シートへ経費区分ごとに転記されますので、シート内の記載要領に従って、金額が正しく転記されていること及び「C0-1 経費内訳」の様式に沿った正しい結果になっているか確認してください。
寄付金その他の収入がある場合は、「所要経費」の「(2) 寄付金その他の収入」欄に記入してください（「C0-1 経費内訳」シートで申請者が記載する項目は、本項目と③に記載の「購入予定の主な財産の内訳」欄のみです）。
- ②「C0-1 経費内訳」の集計結果が「B-1 実施計画書」<1.総事業費及び補助金所要額>の表に転記されますので、金額が正しく転記されていることを確認してください。
※金額の転記内容や計算結果に齟齬がでた場合は協会まで相談してください。
- ③一品、一組又は一式の価格が50万円以上の導入予定設備がある場合は、「購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）」欄に記載してください。
記載方法については、設備導入年度の「C0-1 経費内訳」にある記載要領に従ってください。

C0-3 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト

- 協会ホームページの公募情報（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）からダウンロードした「C0-3 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」（Wordファイル）により、消費税の扱いを確認し、提出及び経費の取り扱いをしてください。
※消費税及び地方消費税相当額は、原則、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、申請していただく必要がありますが（交付規程第4条第2項）、補助対象経費に含めて応募申請できる場合もあります。

C1-3 見積書

- 申請時に有効な見積書を提出してください。(発行日、有効期限等の記載が必要です)。
- 見積書の件名は、本補助事業の内容がわかるものにしてください。
- 金額の内訳がわかる書類（見積書（又は計算書）及び見積明細書）を添付してください。
- 見積金額には、税込・税抜き等の記載が必要です。
- 見積明細書
 - ・費用は内容がわかるように具体的に記載してください（「一式」は使用しないでください）。
 - ・労務費は、計算式（単価×人工）を記載するとともに、単価の根拠資料を添付してください。
 - ・共通仮設費・現場管理費・一般管理費などの算出根拠及び導出式などを明確にしてください。
(計算結果の金額のみでなく、算出経緯が確認できるように数式や共通費率の算出式及び各共通費の金額が俯瞰できるように表などに纏めてください。)
 - ・消耗品に関する経費は補助対象外としてください。
 - ・見積の中に補助対象外経費が含まれる場合は、備考欄等に明示し、「間接工事費」「設計費」「監理費」は、補助対象経費と補助対象外経費で適切に按分してください。
 - ・単価は、公共工事設計労務単価表、公共建築工事積算基準などを参考のうえ算出し、算出の根拠となる資料を添付してください。

見積書例

○○株式会社 御中	印
株式会社△△	
見積書	
発行日：××××年××月××日	
件 名：○○設備導入工事	
金 額：○○○,○○○,○○○円（税抜）	
受渡場所：○○市○○体育館	
受渡期日：××××年××月××日	
取引条件：◆◆◆◆◆◆	
見積有効期限：発行日より××日間	
その他：	

見積明細書例

品名	仕様・型式	数量	単位	単価	金額	備考
材料費						
ケーブル	●●●	100	m	1,000	100,000	
電線	▲▲▲	200	m	200	40,000	
パイプ	■■■	30	m	200	6,000	
取付金具		150	個	3,000	450,000	
労務費						
電気工事		120	人工	20,100	2,412,000	○○県電工
配管工事		50	人工	19,800	990,000	○○県配管工
機器据付工事		60	人工	20,100	1,206,000	○○県電工
共通仮設費	直接工事費×4.92%				256,000	直接工事費5,204,000円
現場管理費	純工事費×27.52%				1,502,000	純工事費5,460,000円
一般管理費	工事原価×16.27%				1,132,000	工事原価6,962,000円
設備費						
太陽光モジュール		160	枚	15,000	2,400,000	
パワーコンディショナー		5	台	15,000	75,000	
蓄電池		1	台	3,000,000	3,000,000	
合計					13,569,000	

●随意契約を行う場合について

補助事業において、随意契約を行う場合は、随意契約に至った理由や経緯を説明する随意契約関係書類を、申請時（遅くとも交付決定まで）に提出していただく必要があります。

なお、「社内規定で決まっている」、「単に当該業務に精通している」、「慣例による」等の理由は、随意契約によることとする理由としては認められませんので、ご注意ください。

(参考) 公共工事設計労務単価

●最新の労務単価であることを確認して、採用する人工単価が判るように工夫してください。

参考 URL (令和7年度) : <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001864366.pdf>

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価

1	公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2	本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3	時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4	本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5	法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	25,300	20,900	18,900	23,900	31,800	28,600		29,100	27,600	29,600
東 北	02 青森県	29,400	21,700	18,100	23,800	32,500	30,000	32,100	30,000	25,400	32,100
	03 岩手県	27,800	23,100	18,500	24,800	34,000	28,600	31,800	29,800	26,600	31,800
	04 宮城県	29,300	22,900	19,900	25,900	34,800	32,300	31,700	29,800	28,200	38,100
	05 秋田県	27,800	22,000	19,400	24,700	32,700	29,700	31,500	30,100	26,300	33,000
	06 山形県	28,000	22,100	20,400	25,300	31,200	29,900	31,100	30,000	27,400	33,600
	07 福島県	29,600	23,000	21,700	25,800	34,100	32,400	32,600	30,200	28,000	33,900
関 東	08 茨城県	26,200	24,900	16,800	25,900	29,400	30,400	31,700	30,000	27,500	29,400
	09 栃木県	26,300	23,800	16,900	26,100	31,800	29,300	32,400	30,500	27,600	29,800
	10 群馬県	26,000	24,800	17,800	25,900	32,800	27,500	30,600	29,800	26,700	28,600
	11 埼玉県	27,900	25,400	17,700	25,600	31,300	31,800	31,900	30,200	29,300	31,600
	12 千葉県	29,000	25,100	17,600	26,800	31,300	33,000	32,600	30,200	29,700	32,900
	13 東京都	29,900	26,800	18,500	27,100	33,400	32,900	32,800	30,500	32,600	32,600
	14 神奈川県	29,900	26,500	18,000	26,200	31,300	32,700	32,400	30,000	29,800	30,300
	19 山梨県	28,500	26,400	17,600	26,100	32,300	29,200	32,300	29,800	29,200	29,800
	20 長野県	27,300	24,100	18,500	25,700	30,900	28,600	29,700	28,000	27,200	27,700
北 陸	15 新潟県	27,600	22,900	21,600	24,600	32,800	27,900		29,800	26,600	29,800
	16 富山県	30,900	24,400	20,300	24,400	35,000	31,500		30,600	28,100	32,300
	17 石川県	30,000	25,300	20,300	24,300	35,300	31,800		31,600	28,400	31,900
中 部	21 岐阜県	28,000	24,800	18,600	26,000	32,800	31,000	33,000	32,600	26,300	30,400
	22 静岡県	27,700	26,000	16,800	25,000	32,400	29,900	32,700	35,100	27,800	31,100
	23 愛知県	29,200	24,800	19,100	25,200	34,000	31,900	33,100	33,400	26,400	30,400
	24 三重県	27,600	23,700	17,900	26,100	33,200	32,300	32,700	34,000	26,300	30,500
近 島	18 福井県	26,000	21,300	16,600	25,500	29,100	26,400		31,400	24,600	27,800
	25 滋賀県	26,300	22,700	17,400	26,400	30,400	28,000		31,100	26,100	29,200
	26 京都府	25,700	23,800	16,400	26,400	29,500	27,600		32,700	25,500	28,200
	27 大阪府	27,400	23,300	16,300	26,400	30,500	29,400		32,700	26,600	28,800
	28 兵庫県	24,700	23,500	16,300	25,200	29,000	28,000		30,900	25,100	26,900
	29 奈良県	27,700	23,400	17,300	27,600	30,400	28,600		32,700	26,200	28,900
	30 和歌山県	26,700	23,600	16,700	26,000	29,300	28,400		32,700	26,300	27,700
中 国	31 鳥取県	22,900	17,900	16,200	22,500	26,900	25,700		23,200	27,000	
	32 島根県	23,200	19,200	16,300	21,800	25,700	25,500		23,200	26,600	
	33 岡山県	24,800	21,100	16,800	23,100	27,900	26,900		24,100	27,400	
	34 広島県	25,100	21,900	16,600	22,000	28,000	26,400		24,700	26,000	
	35 山口県	23,200	19,900	16,300	22,100	27,000	26,200		24,100	26,600	
四 国	36 徳島県	24,900	23,400	16,800	23,100	32,700	26,900	32,300		25,200	26,100
	37 香川県	25,800	24,000	16,800	23,600	30,500	27,000	33,100		25,700	26,300
	38 愛媛県	24,300	21,000	16,300	23,300	30,000	26,700	32,600		24,400	24,800
	39 高知県	23,800	21,200	17,100	23,600	30,900	27,000	32,600		24,200	24,700
九 州	40 福岡県	26,700	23,100	16,100	24,200	29,900	28,500	31,600	27,600	26,500	27,600
	41 佐賀県	23,600	19,800	15,600	24,100	29,500	26,700	32,100	27,800	26,000	27,100
	42 長崎県	24,600	20,800	16,400	24,900	29,100	26,500	32,300	27,800	24,800	26,900
	43 熊本県	25,100	21,300	17,300	24,500	30,600	27,800	32,100	27,300	24,400	27,800
	44 大分県	23,900	19,800	16,300	24,000	28,100	27,200	31,400	27,000	24,500	27,500
	45 宮崎県	26,700	19,300	16,400	24,200	28,400	27,500	31,900	27,000	24,100	26,000
	46 鹿児島県	29,200	20,800	17,600	23,600	32,800	27,900	31,800	26,900	24,600	27,300
沖 縄	47 沖縄県	26,200	22,300	17,100	23,400	27,900	33,300	31,300		21,600	30,500

人工単価
電工（大阪府）

(参考) 公共建築工事共通費積算基準

- 最新の積算基準であることを確認してください。
- 共通费率を算定した別表を明らかにするとともに、算出過程がわかる根拠資料も提出してください。
参考 URL (令和7年度) : <https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001733141.pdf>

公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例

(1) 工事費の構成

国土交通省官房営繕部において公共建築工事の工事費は、「公共建築工事積算基準」の定めにより、直接工事費、共通費及び消費税等相当額で構成され、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分しています。

『工事費の構成』



(2) 共通費の算定

共通費は、「公共建築工事共通費積算基準」(以下「共通費基準」という。)の定めにより算定します。

共通費基準では、必要となる費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づいた各共通費の率(共通仮設费率、現場管理費率及び一般管理費等率)により算定することとされており、一般的には、共通費基準に定められた各共通費の率により算定し、率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定し、加算することになります。

例えば共通仮設费率においては、共通的に使用する揚重機械器具に要する費用が含まれないため、共通仮設费率により算定した費用に揚重機械器具に要する費用を積み上げにより算定し、加算する必要があります。

『共通費の算定』

共通仮設費 = 直接工事費に対する比率(共通仮設费率)により算定する費用
+ 共通仮設费率に含まれない内容について、必要に応じ別途積み上げ
により算定する費用

現場管理費 = 純工事費に対する比率(現場管理费率)により算定する費用
+ 現場管理费率に含まれない内容について、必要に応じ別途積み上げ
により算定する費用

一般管理費等 = 工事原価に対する比率(一般管理費等率)により算定する費用

別表-3 共通仮設费率（新営電気設備工事）

共通仮設费率 (注1)	$K_r = \text{Exp} (3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr : 共通仮設费率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)

(注1) 本表の共通仮設费率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
(注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。
10,000 (千円) ≤ P ≤ 1,000,000 (千円)
(注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

<D. 図面・仕様書類>

D-1 図面

- 補助事業で導入予定の設備の配置図（レイアウト図）、単線結線図、システム図
設備を導入予定の施設の平面図や配置図等も用いて、設備や配線等が施設のどの位置に設置されているかわかるように図示してください。
- 一般地図や空撮・衛星写真等を用いて施設の場所が特定できるようにしてください。

D-2 仕様書

- 補助事業で導入予定の設備（ペロブスカイト太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、接続箱等）やソフトウェアの仕様書、カタログ等を提出してください。

D-3 耐震強度等の計算書

- 補助事業で導入予定の設備の強度計算書は、何を根拠にどの数値を採用し計算したのかわかるようしてください。
- 計算書には、耐震強度等を判断した箇所にマーカーなどで印をつけてわかりやすくしてください。
- 補助対象設備を導入する施設の耐荷重が確認できる資料（構造計算書等）を提出してください。
構造計算書以外で確認した場合は、構造設計一級建築士等が確認した内容がわかる資料を提出してください。

<E. その他の資料>

E-1-1 リース契約・ESCO・PPA 契約関係資料等

- リース契約等を行う場合は、契約書の写しを提出してください。

申請時に契約が未締結の場合は、契約書案や契約に向けての協議状況がわかる資料を提出してください。

※契約の締結は、遅くとも事業完了までに完了してください。

また、完了実績報告では、リース料等から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行っていることがわかる資料を提出してください。

(リース契約書、リース料計算書、リース物件明細、リース特約条項等)

- 補助事業で導入する設備等により、需要家に PPA 等の電力供給サービス等を行う場合は、契約書の写しを提出してください。

申請時に契約が未締結の場合は、契約書案や契約に向けての協議状況がわかる資料を提出してください。

※契約の締結は、遅くとも事業完了までに完了してください。

また、完了実績報告では、PPA 契約の料金等から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行っていることがわかる資料を提出してください。

E-1-2 共同事業者覚書

- 複数の団体が共同で申請する場合、代表事業者及び共同事業者間の役割分担及び債務負担等に関する協定、覚書、契約の写しを提出してください。

E-1-3 行政機関から通知された許可書等

- 法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合（以下、「認可を受けている者等」という。）は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び收支予算の案を提出してください（ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しません。）

E-1-4 系統連系申込書及び承諾書

- 事業実施において系統連携が必要な場合は、事業完了までに系統連系協議を完了し、完了実績報告までに系統連系申込書及び承諾書の写しを提出してください。
- 申請時に協議が完了していない場合は、申請状況がわかる資料を提出してください。

E-1-5 再エネ特措法に基づく説明会等の実施根拠資料

- 事業において、導入する太陽光発電設備が、再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づく説明会又は事前周知措置（説明会等）の実施ガイドラインに該当する場合で、説明会等を実施した（若しくは実施する予定の）場合は、完了実績報告で説明会等を実施したことがわかる資料を提出してください。
- ガイドラインに該当しない場合においても、その理由を示す資料を提出してください。

E-1-6 他の取組と事業の関連性に係る根拠資料

- 以下の項目に該当するものがあれば、そのことが確認できる書類を提出してください。

- ・RE100／再エネ 100 宣言 REAction へ参加している。
- ・Science Based Targets の認定を取得している。
- ・TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース) へ賛同表明している。若しくは、TCFD 提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告している。
- ・環境省のエコ・ファースト制度の認定を受けている。
- ・温室効果ガス排出削減に関する目標設定を行い、公表している
- ・デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしている。

E-1-7 特別区分（補助率4分の3）に該当することを示す根拠資料

- 補助率4分の3が適用される特別区分により申請を行う場合は、そのことを示す根拠資料を提出してください。

- 特別区分Aで申請される場合は、以下を提出してください。

- ・対象施設が記載された地域防災計画等又は業務継続計画、協定書写し等
- ・当該施設の建築確認書・耐震診断結果等の写し
- ・導入量算出表（災害時において稼働する特定負荷を記入したもの。B-7と同じものでも可）
- ・導入設備の運用説明書（B-8と同じものでも可。ただし、以下を踏まえて作成してください）
 - 主な設備（再エネ・蓄電池）について、システム図を基にして運用方法を図解すること
 - 災害時稼働する設備に安定的にエネルギー供給が可能なシステム構成であるとわかること。
- ・ペロブスカイト太陽電池の活用方針に係る説明資料（追加資料がある場合）
- ・その他特別区分Aの要件を満たしていることを示す資料

- 特別区分Bで申請される場合は、以下を提出してください。

- ・GX リーグ、又は、SBTi 認定取得済の目標と計画
- ・代表申請者の Scope3 削減に関係する企業（共同申請者）と連携して導入を行う場合は、連携内容を示す資料
- ・ペロブスカイト太陽電池の活用方針に係る説明資料（追加資料がある場合）
- ・その他特別区分Bの要件を満たしていることを示す資料

- 特別区分Cで申請される場合は、以下を提出してください。

- ・ペロブスカイト太陽電池の活用方針に係る説明資料（追加資料がある場合）
- ・その他特別区分Cの要件を満たしていることを示す資料

- 特別区分Dで申請される場合は、以下を提出してください。

- ・耐荷重についての確認資料（D-3に記載することでも可）
- ・耐火性や固定の施工方法についての資料
- ・ペロブスカイト太陽電池の活用方針に係る説明資料（追加資料がある場合）
- ・その他特別区分Dの要件を満たしていることを示す資料

- 特別区分Eで申請される場合は、以下を提出してください。

- ・2028年度までに累計で0.5MW以上のフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置計画
- ・その他特別区分Eの要件を満たしていることを示す資料

E-2 その他資料

- 他の資料等があれば、提出してください。
あわせて活用する他の補助金等に関する資料
借地契約書、設備設置承諾書 等

<F. 事業者に関する書類等>

F-1 会社概要

- 代表事業者・共同事業者の概要・事業内容等がわかるパンフレット等を添付してください。

F-2 法人登記全部事項証明書

- 代表事業者の法人登記全部事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）の写しを添付してください。

F-3 代表事業者の財務内容に関する書類

- 民間団体が代表事業者として申請する場合は、代表事業者の単体ベースの直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出してください（連結がある場合は、連結決算も併せて提出してください）。

申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。また、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合は、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出してください。

直近の2決算期において債務超過が見られる場合、事業継続性を担保できる措置を講じるとともに、その確証となる書類を提出してください（該当する場合は、協会にご相談ください）。

- 地方公共団体が申請する場合は、予算書（関係部分を抜粋したもので可）を提出してください。

F-4 GX推進の取組に関する表明

- 民間企業が申請する場合は、必ず提出してください。
- 協会ホームページの公募情報（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）からダウンロードした「F-4 GX 推進の取組に関する表明」（Excel ファイル）を用いて、GX推進の取組についての表明書を作成し、提出してください。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律における算定・報告・公表制度に基づく 2022 年度二酸化炭素排出量が 20 万 t 未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業で、温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、「2.5 補助事業に応募できる者」の「ア 民間企業」に係る（ア）A 及びBの取組に替える場合は、その取組内容についての資料を提出してください。

(2) 提出に当たっての注意事項

①電磁的方法による提出の場合

- 提出する資料のデータ容量は十分に注意してください。
 - データを圧縮する場合は、zip ファイルを使用してください。
 - 提出資料には、資料ごとにファイル名を付けてください。
 - 電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることがあります。
 - 電子ファイルのサイズやメールシステムの問題等、やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、データサーバ経由の提出も可能です。
- ※データサーバ経由の提出の場合は、A-0 応募申請書に記載した「事業実施の担当者（又は責任者）」の方が、提出期限の2時間前までに提出先メールアドレス宛に、「データサーバ経由で申請書類の提出を行う」旨と「電子ファイルのダウンロード URL とパスワード」等の情報を電子メールで連絡してください。
（「事業実施の担当者（又は責任者）」は、代表事業者に所属する方に限ります。）

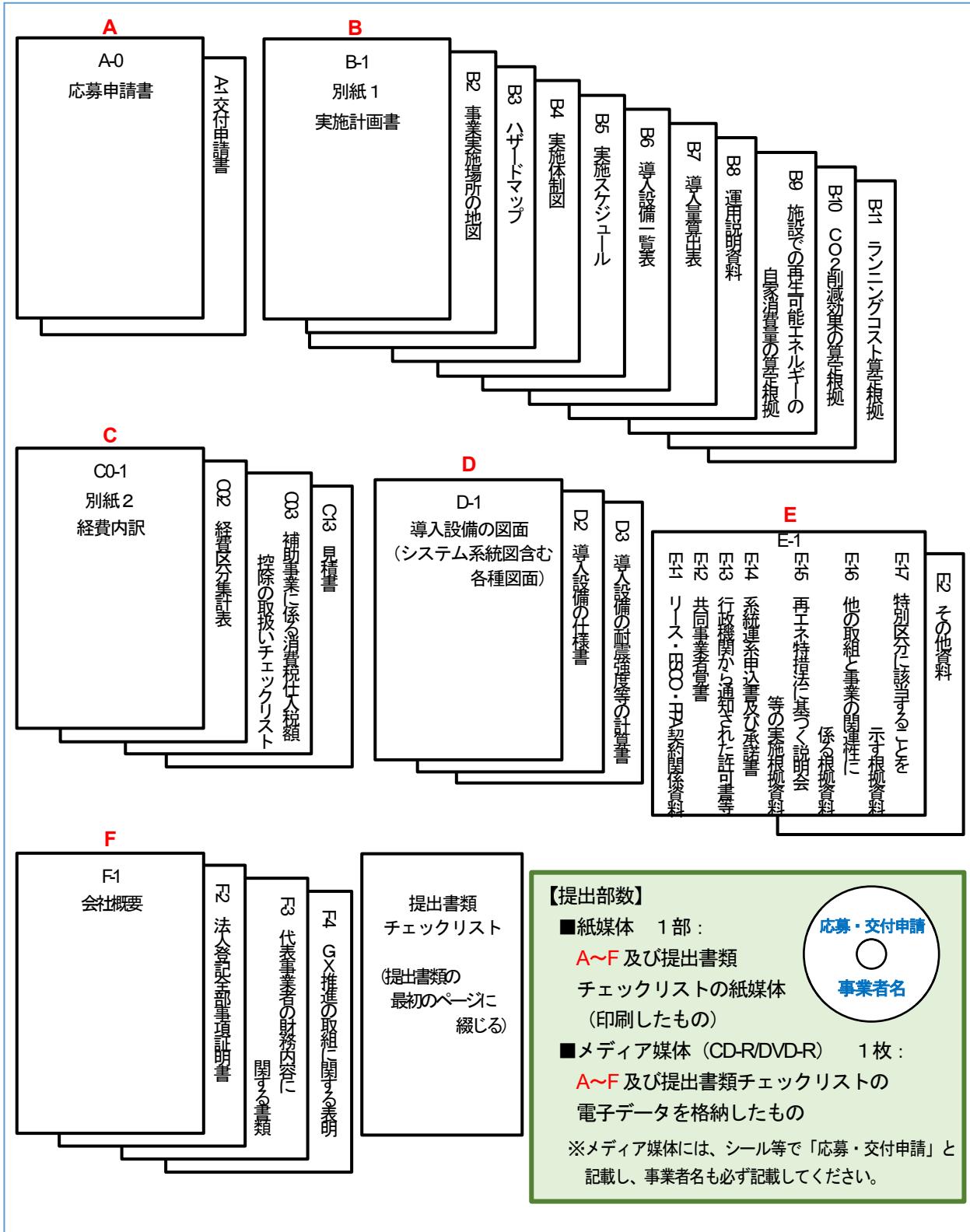
協会において、提出書類の電子データのダウンロード及び内容確認が完了した時点が、応募申請書の受領となります。

②書面による提出の場合

●以下の例に従って提出書類を作成、ファイリングし、協会宛てに郵送又は持参してください。

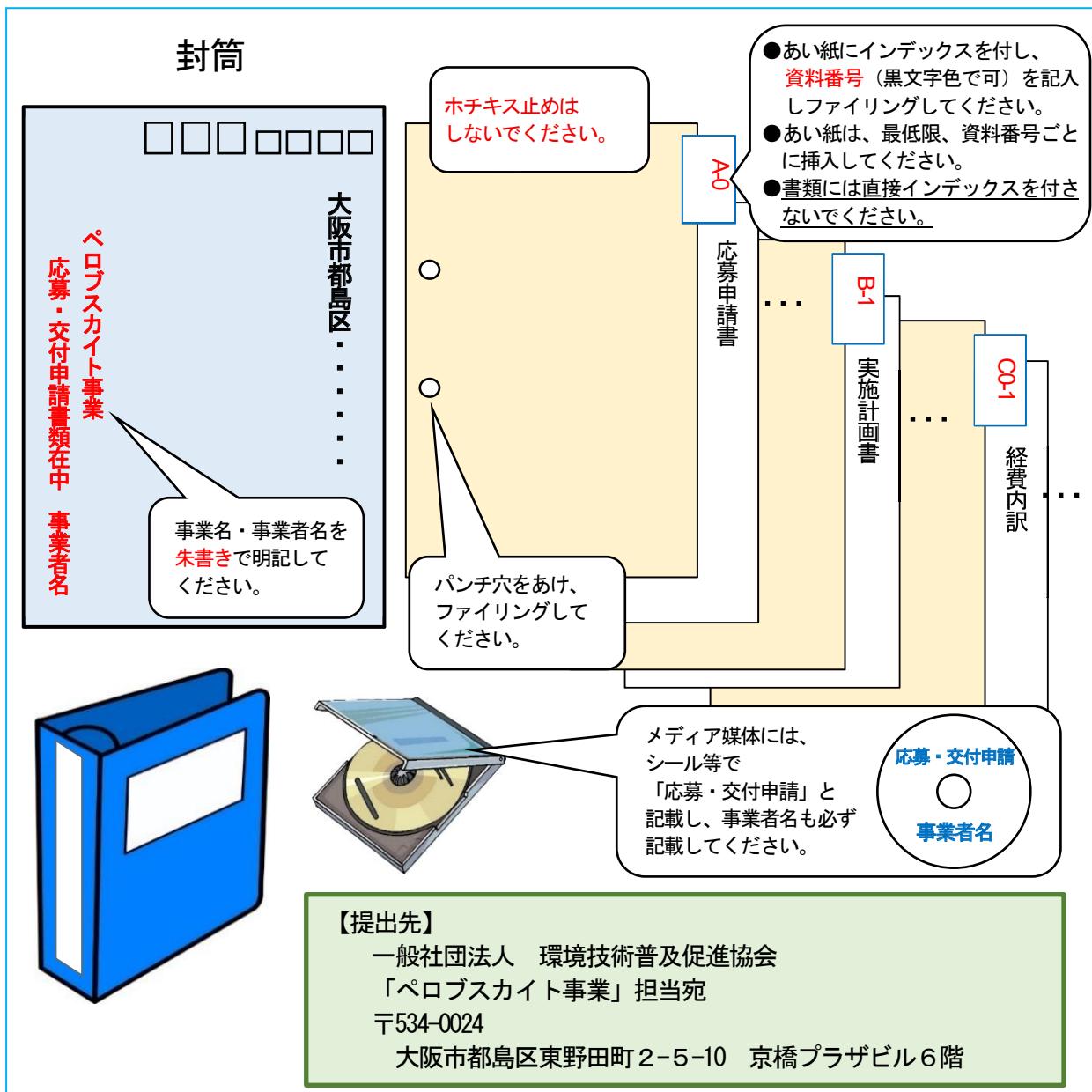
●資料の提出漏れがないか、提出書類チェックリストで確認をしてください。

【申請書類の並び】



【ファイリング方法】

- A～Fの書類は、ホッチキス止めせずに、パンチ穴をあけてファイリングしてください。
- それぞれの書類の前ページに、「A-0」、「A-1」、「B-1」、「B-2」…等と記入したインデックスを付した「あい紙」を挿入してください（あい紙は最低限、書類番号ごとに挿入し、書類にはインデックスを直接付さないでください）。
- メディア媒体には、シール等で「応募・交付申請」と記載し、事業者名も必ず記載してください。
- 提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保管しておいてください。
- 応募・交付申請書類を封書に入れ、宛名面に**申請事業者名**及び**「ペロブスカイト事業 応募・交付申請書類在中」と朱書き**で明記してください。



【電子ファイルに関する注意事項】

- ・ 提出する資料のデータ容量には、十分に注意してください。
- ・ 複数の見積書がある場合、電子ファイルはファイル名に枝番等を付けて、順番がわかるようにしてください。
- ・ 紙媒体と電子媒体の整合をとり、紙媒体と電子媒体のファイルに相違がないことを確認し提出してください。
- ・ ストレージや電子メールなどを使用し電子データを提出できる場合は、メディア媒体での提出は不要です。

6. お問合せ先

公募全般についてのお問合せは、協会ホームページの「お問合せ」フォームから、又は電子メールでお願いします。電話でのお問合せは受け付けておりません。

<「お問合せ」フォームから>

協会ホームページ (<https://www.eta.or.jp/index.php>) 右上の「お問合せ」からお問合せページに移り、ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業（ペロブスカイト）の「お問合せ」ボタンをクリックすると、「お問合せ」フォームのページになります。

必要事項を記入して送信してください。



<電子メールでのお問合せ>

電子メールでのお問合せの場合は、メール件名は以下のとおり記載し、メール本文で、「申請を予定している事業の概要」と「問合せ内容」を具体的に記載してください。

また、メール末尾には、ご担当者の連絡先（団体名、所属、氏名、電話番号、メールアドレス）を必ず記載してください。

メール件名：【団体名】ペロブスカイト事業について

（団体名を、お問合せいただく会社・団体等の名称に変更して送信してください。）

<お問合せ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第2グループ

お問合せメールアドレス：pero-gx@eta.or.jp

※お問合せの内容によっては、回答まで1週間程度の時間を要する場合があります。

※お問合せの内容について、当協会担当者から電話で確認する場合があります。

別表

別表第1

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
ペロブスカイ ト太陽電池の 社会実装モデ ルの創出に向 けた導入支援 事業	ペロブスカイ ト太陽電池導 入初期におけ るコスト低減 と継続的な需 要拡大に資す る社会実装モ デルの創出を 行う事業	事業を行うため に必要な工事費 等であって別表 第2に掲げる経 費並びにその他 必要な経費で協 会が承認した経 費	協会が必要 と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入 額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第 4欄に掲げる基準額とを比較して少 ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定 された額とを比較して少ない方の額 に3分の2*を乗じて得た額を交付 額とする。ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合に は、これを切り捨てるものとし、算 出された額（2か年事業の場合は2 か年の合計額）が10億円を超えた場 合は10億円を交付額とする。</p>

*以下のいずれかの条件を満たす場合は、補助率を4分の3とする。

- ①地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられた避難施設や業務継続計画に位置づけられた施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入するもの
- ②温室効果ガス排出削減に向けた目標と計画を提出でき、サプライチェーンの脱炭素化の一環としてフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入するもの
- ③インフラ空間（道路、空港、港湾、鉄道等）へフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置するもの
- ④設置場所の耐荷重が6 kg/m²以下相当で、耐火性の観点や固定において特別な施工を要しない屋根（金属屋根等）に設置するもの
- ⑤2028年度までに、同一主体が累計で0.5MW以上以上のフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置を計画しており、その計画の提出が可能なものの

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派生する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力、電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kWを上限とする。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。												
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。												
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。												
業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
事務費	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体においては会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費、備品購入費及び系統連系申請費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5, 000万円以下の金額に対して</td> <td>6. 5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5, 000万円を超える1億円以下の金額に対して</td> <td>5. 5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4. 5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5, 000万円を超える1億円以下の金額に対して	5. 5%	3	1億円を超える金額に対して	4. 5%
号	区分	率												
1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%												
2	5, 000万円を超える1億円以下の金額に対して	5. 5%												
3	1億円を超える金額に対して	4. 5%												

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料 賃金 報酬・給料・職員手当 諸謝金 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及賃借料 消耗品費 備品購入費 系統連系申請費		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
				この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
				本補助事業に関する系統連系を一般送配電事業者又は配電事業者に申請するために必要な経費をいう。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

更新履歴

更新日	頁	項目	更新内容
令和7年9月4日初版			
令和7年10月23日第2版	2	2.2 補助対象設備	補助対象製品に関する注記 (※) の時点修正
	14	(2) 再エネ発電設備等の設置 や電力供給等に係る関係法 令・基準等に係る遵守事項	誤記修正（項目記号）
	17	5.2 公募期間	二次公募期間の追加
	43	6. お問合せ先	個別相談会の記載削除
令和7年12月15日第3版	17	5.2 公募期間	三次公募期間の追加